

**甲府市公共施設等マネジメント
トライアルサウンディング制度実施指針**

**甲 府 市
令和 4 年 7 月**

目次

1.趣旨	
2.制度概要	
(1) 目的	1
(2) 期待される効果	1
(3) 問い合わせ先	1
3.事業スキーム	
4.募集要項の作成	
5.参加資格条件等	
(1) 応募者の条件	2
(2) 応募者の制限	3
(3) その他失格事項	3
(4) 応募に関する留意事項	4
6.応募方法	
(1) 書類提出	4
(2) 事前対話等	4
7.提案要件	
(1) 提案内容	5
(2) 提案の対象外	5
(3) 提案内容の期間	5
(4) 提案に係る資金調達・報酬等	5
8.リスク分担	
9.提案審査	
(1) 提案審査	5
(2) 審査結果の通知	6
10.事業実施	
(1) 事業実施	6
(2) 事業の中止	6
11.モニタリング・ヒアリング	
(1) モニタリング	6
(2) ヒアリング	6
12.その他	
附則	6
様式	7

1.趣旨

本市の公共施設等マネジメントの推進に不可欠である公民連携体制の更なる強化と、民間事業者等の持つスピード感のある対応と優れたアイデアやノウハウの活用を図るため、サウンディングの市場調査プロセスを兼ねながら、本市が所有する土地や建物（以下、「公共施設等」という。）を暫定的に利用する「甲府市トライアルサウンディング制度（以下「トライアルサウンディング」という。）」を制定し、その実施にあたり必要な事項を定めるものとします。

2.制度概要

トライアルサウンディング制度は、各資産の公民連携又は売却、貸付等（以下「利活用」という）の検討段階等において、その立地条件や建物の魅力等を活かした民間事業者等の提案事業を募集し、公募により採用となった提案について、「甲府市公有財産取扱規則」に基づく「行政財産目的外使用許可書」を交付し、暫定利用を認める制度です。

（1）目的

本制度は、次の①～③の実現を目指し、公共施設等の有する利活用の可能性や課題等を調査することを目的とします。

- ① 公共施設等の持つ魅力又は公民連携の可能性を最大限に引き出すこと。
- ② 公共施設等の利活用において、新たな市民サービスの創出を図ること。
- ③ 公共施設等の管理運営及び維持管理に係る新たな財源確保策を見出すこと。

（2）期待される効果

① 民間事業者等のメリット

- ・ 公共施設等の活用アイデアについて、実現可能性（市場ニーズ）を確認することができる。
- ・ 公共施設等の活用に必要な設備及び投資額等、事業化の採算性を確認することができる。
- ・ 本格的な事業展開に比べ短期間の暫定利用により、リスク負担が少なく参入することができる。
- ・ 事前に市の考え方等を確認できるため、公募への参加判断と市の意図を踏まえた事業提案ができる。
- ・ 自らの事業提案やそれに伴う意見や考えを公募内容に反映させることができる。

② 市のメリット

- ・ 利活用に向けた公共施設等の潜在性や新たな課題を発見することができる。
- ・ 提案のあった事業内容における集客力、施設との相性などを確認することができる。
- ・ 民間事業者の提案により、公共施設の新たな魅力を発見することができる。
- ・ 利活用に向けた公募要綱の作成時間の短縮及び公募時の不調リスクの低減につながる。

（3）問合わせ先

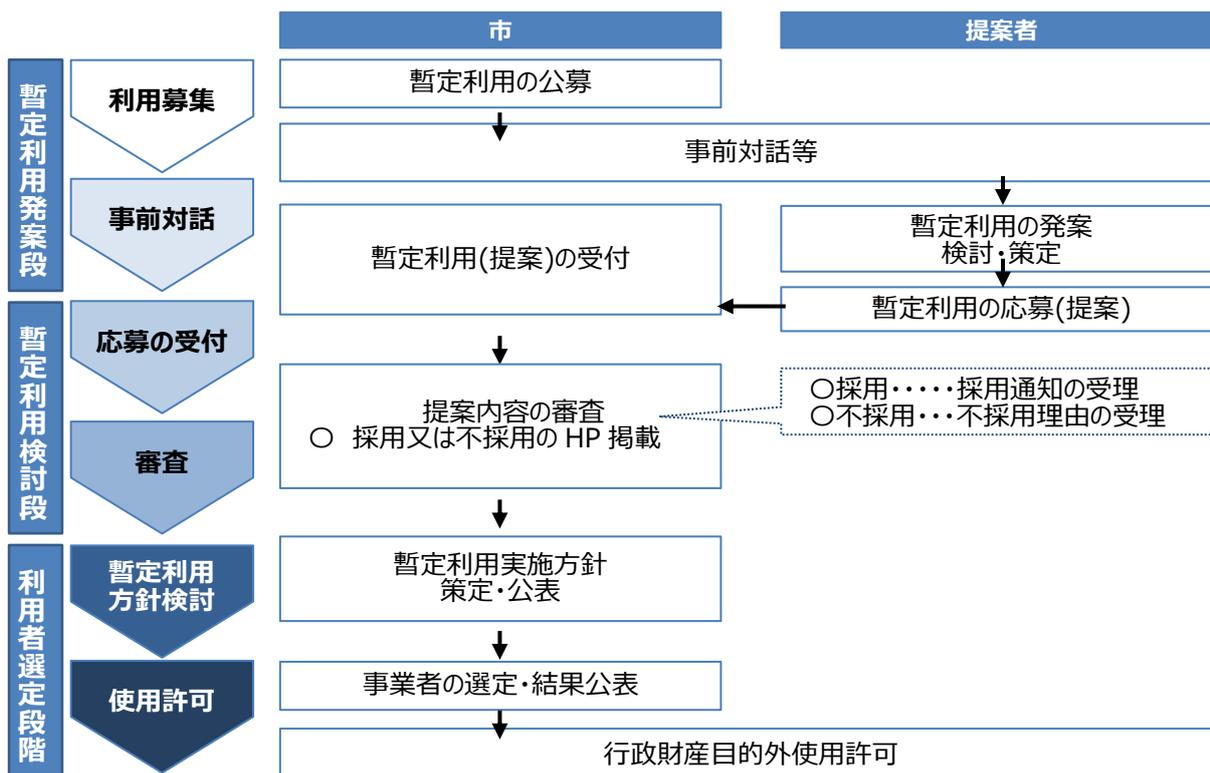
対象施設の所管課等

3.事業スキーム

暫定利用にあたっては、募集要項を作成のうえ公募により利用者を募集し、民間事業者等は、暫定利用案を作成の上、応募（提案）します。

市は、応募のあった暫定利用案を審査のうえ、採用となった者（以下「暫定利用者」という。）に対し行政財産目的外使用許可書を交付します。

民間事業者等は、許可内容に応じた暫定利用を行うほか、暫定利用期間中又は利用終了後のモニタリングやヒアリングに対応するものとします。



4.募集要項の作成

暫定利用を希望する民間事業者を募集する際は、対象となる公共施設等の所管課が事務局となり、当該利用に求める内容や必要事項等を定めた募集要項を作成します。

5.参加資格条件等

(1) 応募者の条件

- ① トライアルサウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「応募者」という。）は、本市の公共施設等マネジメントの主旨を十分に理解し、自らの提案内容を遂行する意思と能力、資格、技術及び組織（人員体制）を有する民間事業者等（民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主又は任意団体）とします。
- ② 応募者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体等）とします。
- ③ グループで応募する場合は、業務の遂行を総括する代表事業者及び管理責任者を定めるとともに、応募者の構成と役割分担を明確にしたうえで、各役割の責任者を定めてください。
- ④ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにしたうえで各々の役割分担を明確にするものとします。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、提案者又はグループの構成員になることはできません。

また、応募様式等を山梨県警察本部等へ照会することに同意できない者も同様とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者。
- ④ 本市の指名停止を受けている者。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ⑥ 次に該当する者。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員。
- 国税及び地方税に滞納がある者。

(3) その他失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合又は応募者が審査の公平性に影響を与える行為を行った場合は、失格とします。また、応募者及び応募内容が、次に該当する場合又は協議等の過程で該当することが判明した場合（市が該当していると判断した場合を含む）は、実施に向けての検討又は協議を中止します。

- ① 法令や公序良俗に反する場合。
- ② 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚している等、行政の中立性を損なうものと判断した場合。
- ③ 業務の実施に関し、関係法令等に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合。
- ④ 暫定利用の実施に係る本市の応募者や応募内容の把握等の作業に対し、応募者の協力が得られない場合。
- ⑤ 本市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その他連携を図ることが適当でないと本市が判断した場合。

(4) 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

② 提出書類の取扱い・特許権

- 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとしますが、提出書類は返却しません。
- 本市は、本応募によって得た内容について、応募者の知的財産に配慮し、内容及び応募者に関する情報等の保護を徹底し、庁内・関係機関と調整する場合にのみ使用するものとします。
- 本市は暫定利用以外の目的で応募書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。
- 企業秘密等、公開されることにより応募者が不利益を被るおそれのある情報は極力記載しないよう留意するとともに、当該情報が含まれる場合は、該当箇所を明確にする等、適切な措置を講じてください。
- 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。
- 応募書類作成における法令等適合のリスクは、応募者に帰属するものとします。

③ 本市から提示する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

④ 法令等の順守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令等適合のリスクは暫定利用者に帰属するものとします。

⑤ その他

その他、応募にあたって必要な事項がある場合は別途「募集要項」に定めるものとします。

6. 応募方法

(1) 書類提出

応募者は、次の書類（各 1 部）を提出するものとします。

- ① 提案（事業）概要（民間事業者等の任意様式）
応募者名、施策の名称、事業内容、スケジュールを必ず記載してください。
- ② 行政財産目的外使用（更新・変更）許可申請書（様式 1）（P7 参照）
- ③ 誓約書（様式 2）（P8 参照）
- ④ 応募者調書（様式 3）（P9 参照）

(2) 事前対話等

① 事前対話

民間事業者等より「様式 4 事前対話申込書（P10 参照）」の提出があった場合は、事前に事務局と日程調整を行ったうえで事前対話を実施するものとします。

事前対話の有無は提案審査に影響することはありません。

事前対話に関する全ての書類作成及び提出等に係る費用は、民間事業者等の負担とします。

② 現地調査

提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、民間事業者等より、「様式 5 現地調査申込書（P11 参照）」の提出があった場合は、事前に事務局と日程調整を行ったうえで現地調査を実施することができるものとします。なお、現地調査にあたっては、施設管理者および利用者へ迷惑を及ぼさないこと及び施設運営に支障のない範囲で許可するものとします。

7.提案要件

（1）提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものに限りします。

- ① 募集要項に記載のある公共施設等に関するものであること。
- ② 確実に実施できる利用内容であること。
- ③ 公共施設等を利用する市民等の利便性やサービスが向上するものであること。
- ④ 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めものではないこと。

（2）提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等
- ③ 騒音や悪臭など著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反しまたは反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、市が公共施設等との関連性が低いと判断する行為

（3）暫定利用期間

提案に基づく暫定利用の期間は、本市が許可した期間とします。

（4）提案に係る資金調達・報酬等

暫定利用に係るすべての経費（原状回復費用を含む）は、暫定利用者が負担するものとします。

8.リスク分担

暫定利用者が実施する事業については暫定利用者が責任を持って遂行するものとし、トライアルサウンディングの実施に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

9.提案審査

（1）提案審査

提出書類に基づき、公共施設等を所管する課等において審査を行います。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査結果の通知

使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産目的外使用許可書を交付します。

なお、審査結果に対する異議は申立てることができないものとします。

10.事業実施

(1) 事業実施

行政財産目的外使用許可書が交付された暫定利用者は、許可書に記載された使用目的のとおり公共施設等を使用し、事業を実施することができます。

なお、使用期間中は行政財産目的外使用許可書を携行するようにしてください。

また、暫定利用を終了しようとするときは「様式 6 借受財産返還届書」（P 12 参照）を提出するものとします。

(2) 事業の中止

トライアルサウンディングの目的から逸脱または提案内容に反し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止する（行政財産使用許可取消通知書を交付する）ことがあります。

11.モニタリング・ヒアリング

(1) モニタリング

暫定利用者は、使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査等に協力するものとします。

(2) ヒアリング

市は、暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けるものとします。

暫定利用者は、当該ヒアリングの際に使用実績等をまとめた資料を市に提出するものとします。

12.その他

この指針に定めるもののほか、トライアルサウンディングの実施に関し必要な事項は別に定めます。

附則

この要領は、令和 4 年 7 月〇日から施行します。

様式

【様式1】

行政財産使用（更新・変更）許可申請書

年 月 日									
<p>甲府市長 あて</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 _____ ㊟</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連帯保証人</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 _____ ㊟</p> <p style="margin-top: 20px;">連帯保証人は、申請者と連帯してこの借受けに関する一切の責任を負います。</p>									
新規・更新・変更の別	<input type="checkbox"/> 新規								
	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">許可年月日</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可番号</td> <td></td> </tr> </table>	許可年月日		許可番号					
許可年月日									
許可番号									
使用 物件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地目又は構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数量</td> <td></td> </tr> </table>	区分		所在		地目又は構造		数量	
	区分								
	所在								
	地目又は構造								
数量									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">使用目的</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>	使用目的								
使用目的									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">使用期間</td> <td style="width: 80%;"> 年 月 日から 年 月 日まで </td> </tr> </table>	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで							
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">添付書類</td> <td style="width: 80%;"> 使用計画書、申請書及び連帯保証人の住民票の写し又は登記簿抄本、市民税納税証明書、見取図、実測図 </td> </tr> </table>	添付書類	使用計画書、申請書及び連帯保証人の住民票の写し又は登記簿抄本、市民税納税証明書、見取図、実測図							
添付書類	使用計画書、申請書及び連帯保証人の住民票の写し又は登記簿抄本、市民税納税証明書、見取図、実測図								

【様式2】

年 月 日

甲府市長 あて

団体等名 _____ ⑩

代表者氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

誓 約 書

甲府市トライアルサウンディング制度に基づき、申請書を提出します。

なお、この申請にあたっては要項等を遵守するとともに、申請に関する提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注) 複数の団体等のグループで提案する場合は、全構成団体等ごとに提出してください。

【様式3】

応募者調書

団体等名	<input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> NPO 法人 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> その他 ()		
代表者	役職名		
	氏名		
団体等の所在地等	〒		
	電話番号		
	E-MAIL		
団体等の設立年月日			
職員・会員数	合計 名		
	内 訳	事務系__名 技術系__名 その他__名	
これまでの主な事業活動			
提案に関するグループ団体等	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有 (以下に提案上のグループ団体等の名をすべて記載)		
同一又は類似実務の実績	<input type="checkbox"/> 有 (以下に自治体名・概要を記載) <input type="checkbox"/> 無		
提案事業費	総額 千円		
担当者	氏名 年齢: __歳 (実務年数 年)		
	資格・業務実績等		
	連絡先	携帯番号	
		電話番号	
E-MAIL			
備考			

【様式4】

年 月 日

甲府市長 あて

団体等名 _____ ⑩

代表者氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

事前対話申込書

甲府市トライアルサウンディング制度への申請を検討するにあたり、次のとおり事前対話を申込みます。

1 対話希望日時

第1希望 月 日 () : ~ :

第2希望 月 日 () : ~ :

第3希望 月 日 () : ~ :

2 対話参加者

団体等及び役職名	氏名	備考

※ 質問がある場合は、事前に本様式と合わせ提出してください。(任意様式)

【様式5】

年 月 日

甲府市長 あて

団体等名 _____ ④

代表者氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

現地調査申込書

甲府市トライアルサウンディング制度の申請を検討するにあたり、次のとおり施設の現地調査を申込みます。

1 対象施設名 _____

2 調査希望日時

第1希望 月 日 () : ~ :

第2希望 月 日 () : ~ :

第3希望 月 日 () : ~ :

3 調査参加者名

団体等及び役職名	氏名	備考

調査当日に連絡が取れる方の携帯電話番号を記入してください。

緊急連絡先 氏名 _____ TEL _____

※ 対象施設が複数にわたる場合は、本様式に1施設と当該調査参加者名を記入し、合わせて全体の調査年月日、時間及び参加者名明記したスケジュール表を提出してください。(任意様式)

【様式6】

借受財産返還届出書

年 月 日	
甲府市長 あて	
届出人	
住 所 _____	
氏 名 _____ ㊟	
1 財産の表示	
2 借受目的・用途	
3 賃借料	
4 借受期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 返還予定期日	
6 返還理由	
<p>※ 1 _____ のため受理しない。</p> <p>2 受理する</p> <p>3 次の条件で受理する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	